

平成22年9月17日（金曜日）

---

議 事 日 程

平成22年9月17日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から報告第1号についてまで

追加日程第1 議員提出議案第1号 新たな経済対策を求める意見書

追加日程第2 議員提出議案第2号 米価下落への緊急対策を求める意見書

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

出席議員（8名）

1番	野村信夫君
2番	明和善一郎君
3番	山崎知信君
4番	川崎和夫君
5番	竹島貴行君
6番	前原英石君
7番	嶋田富士夫君
8番	竹島ユリ子君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金森勝雄君	
副	村	長	古越邦男君
総	務	課	長

教 育 長	塩 原	勝 君
生活環境課長	高 畠	宗 明 君
総務課主幹	松 本	良 樹 君
会計管理者	吉 田	昭 博 君
代表監査委員	野 村	厚 壽 君

---

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	勝
---------	-----	---

---

午前 9時00分 開議

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成22年9月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

一 般 質 問

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています2点についてお伺いいたします。

まず第1点目ですが、有害鳥獣駆除免許の取得者に対する取得経費等の一部支援についてお考えをお聞きします。

平成20年9月定例会において、有害鳥獣被害に対する村の取り組み等についてお考えをお聞きしましたが、なかなか取り組みが前に進んでいないのが現状かと思われまので、もう一步踏み込んでお考えをお聞かせ願います。

近年、村内で増えてきている被害は、カラス、スズメ、ハクビシン、タヌキ等による畑作物への加害であり、これらの害獣の駆除等には、法で定められた「わな猟免許」や第1種銃猟免許を取得して、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、取り組まなくてはなりませんので、今回認定農家や営農組合、生産組合等へ免許取得の呼びかけを行い、免許取得に要する経費の一部を申請に基づき支援して村内の被害の縮小を図ってはいかがかと思います。

なお、今年度の第1回目の免許試験は9月5日に終了しており、平成23年2月25日の試験に対応できるよう村長のお考えをお伺いするところでございます。

次に、第2点目の、平成22年度において舟橋村から広域保育・広域入所されている実態と、広域入所に係る費用及び保育士の採用計画についてお伺いします。

ことし3月の定例会において、保育所の入所基準及び広域入所児童減少時の対応策についてお聞きしましたが、今年度の広域入所状況と広域保育に係る費用の拠出状況につ

いて、どのようになっているかお聞きします。

また、舟橋村保育所の最大限の受け入れ体制を確立するためにも、保育士の採用計画や職員の配置計画を現場の現状を見ながら長期展望に立って計画され、若い世代の子育て支援を図っていくことが少子化対策にもなり、住みよい村、安心のむらづくりになっていくものと思われまますので、今後の取り組み計画について村長のお考えをお伺いするところでございます。

以上、2点についてお伺いをいたします。

議長（竹島ユリ子君） 生活環境課長 高畠宗明君。

生活環境課長（高畠宗明君） 明和議員の有害鳥獣駆除免許の取得者に対する取得経費等の一部支援について私のほうからご説明申し上げたいと思います。

平成20年9月議会では、銃による捕獲を前提とし、村内で捕獲隊が銃を持っていることは住民の不安をあおることであり、捕獲が必要となれば近隣の市町の猟友会に依頼して対処したいと答弁をしております。

また、職員のみ捕獲隊を結成するには人員規模からも大変難しいと答弁もしております、このことにつきましても現在の状況は変わっておりません。

ご質問のとおり、近年ハクビシンによる農作物被害が増えてきていることから、村民がわな猟免許を取得することは有効な手段であると考えられます。免許取得に必要な経費は、試験手数料の5,200円と、病院によって料金が異なりますが、医師の診断書にかかる文書作成料の合計1万円程度になります。また、別に富山県猟友会による事前講習会の受講料として5,000円が必要となります。この講習会は必須ではありませんが、免許取得に大変有利な講習会となっています。以上のことから1万円から1万5,000円程度の費用となります。村といたしましては、免許取得者の負担軽減を図るため、何らかの助成を検討してまいりたいと考えております。

一方、有害鳥獣の捕獲には、県に対して捕獲許可申請が必要であります。県への確認では、個人申請では許可しないとのことですから、免許取得者複数人による捕獲隊を結成する必要があります。さらに、捕獲隊員になるためには、1シーズンの狩猟経験が必要となります。この狩猟経験とは毎年11月15日から翌年2月15日の狩猟期間における一般的な狩りの経験、例えば銃猟におけるカモ猟などのことでもあります。この狩りをするためには、免許取得費とは別に1人当たり狩猟登録手数料1,800円と狩猟税8,200円の計1万円が必要となりますので、これも含めて助成を検討してまいりた

いと考えております。

さて、捕獲隊結成の運びには、生産組合や認定農家、営農組織、農業委員等農業関係者の連携が必要になってまいります。本村といたしましても、広報活動などを通して「わな猟免許」の取得PRをしてまいる所存であります。

以上のように、村といたしましても有害鳥獣対策を積極的に取り組んでまいりますので、各地区でも自分たちの畑、農作物は自分たちで守るんだとの思いを強く持っていただき、免許取得や組織育成、目撃情報の取りまとめなどにご協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（竹島ヨリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 明和議員の広域入所の状況と費用及び職員の採用計画についてご質問がありましたので、お答えさせていただきたいと思えます。

先ほど議員おっしゃったとおり、ことしの3月議会で同じ質問をされたということでございますが、まず、広域入所の基準というのがありまして、保護者の勤務地や通勤途中にある場合、祖父母の送迎など援助が必要なとき、あるいは自宅が市町村の境界近くにある場合、その他村長が必要と認めた場合において広域入所ができると規定されているわけございまして、今年度の広域入所の利用状況を見ますと、平成21年度から引き続いての継続であり、広域保育を望むというものがほとんどございまして、新たに希望された方は3名でございました。

そういうことで、今年度予算の執行状況は、9月末現在で委託分は16人で610万円、受託分は1人で55万5,000円となっているわけであります。

過去3カ年の広域入所にかかる費用を申し上げますと、委託分で20年度は13人の840万円、21年度は18人の1,200万円の実績であります。22年度は19人の1,400万円を見込んでおるわけでございます。あくまでこれは見込みでございますので、先ほど申し上げたのと若干違うと思えますけれども、そういうような状況でございます。

次に受託分でございますが、20年度は4人で230万円、21年度は3人の200万円の実績でありまして、22年度は1人の110万円を見込んでおるところでございます。

このように、舟橋村の広域入所を申し込まれる状況を見ますと、若い世代の共稼ぎの方が多くが現実だろうと思っております。そういうことで、私は3月に申し上げま

したように、できる限り舟橋村の子どもは舟橋村で育てるんだという考えのもとに、保育士の増員を図ったりしておるわけでございますので、今後も皆さん方のいろんな面でのアドバイス等もいただければ幸いです。

入所児童数の状況でございますけれども、平成16年度は一番ピークでありまして136人でありましたが、以降年々減少してまいりまして、平成21年には110人になりました。今年度は117人でスタートしたわけでございますが、以降5月に1人、6月に3人、9月には5人が入所いたしまして、9月10日現在では、126人が保育を受けているという状況でございます。その内訳を見ますと、3歳未満児が47人で全体に占める割合が37%になります。その47人のうちの0歳、1歳児の方が、28人おいでになる。

ということで、先ほど申し上げましたように、舟橋で生まれた子どもは舟橋で育てるという趣旨からいきますと、そのような事実になっているのでなからうか。ちなみに、去年の出生数を見ますと35～36人ございましたので、大体そのような状況にあると思っているわけでございます。

また、10月以降にも未満児の方が入所したいという希望もございますので、そのような方に即時対応できるよう努めてまいる所存であります。

次に、職員の採用のことでございますが、今言いましたように、10月以降も入所児が増えるということが見込まれますので、10月中には2名増員をいたすことにしております。今後は、未就学児童数の推移等を勘案いたしまして、適切に職員を採用してまいりたいと考えております。

また、職員の配置につきましても、毎年入所希望児童数をもとに職員の配置を決めておりますので、来年度以降も、途中入所児童数あるいはまた特別保育児童数の動向を踏まえまして、職員の負担が過度にならないような適正な配置に努めてまいりたいと思っております。

以上のことから、今後とも舟橋村においては、子育て世代の保育環境の改善に努めるとともに、安全・安心のもとで子育てができるような環境に配慮してまいる所存でありますので、どうか議員の皆さんのご理解をいただきますようお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

議長（竹島ヨリ子君） 4番 川崎和夫君。

4番（川崎和夫君） おはようございます。

去る9月4日に行われた舟橋村の防災訓練について質問いたします。

今災害は日本列島至るところでいつどのように襲ってくるかもわからないわけであり、そうしたときに、いつでも災害に関心を持ち、災害に対する心構えをしっかりとしていかなければならないと考えているわけです。

大地震などに対する防災対策、とりわけ舟橋村として万全の防災のための体制をつくるには、行政のハード面を含む施策だけでは不十分であり、地域の防災力の向上が不可欠ではないかと考えます。

また、訓練を実施したから防災対策としては万全であるとは言えません。訓練で得た知識や反省点も含め検証することや、多くの人に参加していただくことにより、実践的な防災対策が講じられるものでないかと考えております。

大規模災害時に迅速な初動体制を確立し、的確な応急対策をとることは被害を最小限に軽減するために重要であり、そのためには日ごろから実践的な対応力を身につけておく必要があると思います。

舟橋村として大規模な訓練は2年前に国土交通省から実施協力要請を受け実施したのと、今回は二度目であります。

9月4日の当日は、連日の猛暑の中3会場に分かれて防災訓練が実施され、多くの地域住民の方が参加されました。また、9月定例会の村長の提案理由の説明の中で、訓練を通して災害時の応急対策や被害の拡大防止対策など、防災意識の普及啓発が図られたと述べられましたが、私は若干の物足りなさを感じました。

今回の訓練の目的として、大規模地震災害等の各種災害を想定した実践的かつ広域的な災害応急等の防災訓練を実施し、防災計画等の円滑な運用に資するとともに、防災思想の普及啓発を図ると、防災計画にうたっております。

既に防災訓練の反省と総括はなされていると思いますが、当日の小学校のグラウンドの様子を見ていて感じたことは、マイクの音量が小さく、どこで何が行われているのか、また全体の流れが把握しにくく、わかりにくい状況でありました。

舟橋村としての防災訓練は、一昨年に続き二度目ではありますが、訓練なれしていないせい、訓練への緊張感というのはあまり感じられませんでした。地区公民館への第一次避難から、舟橋小学校への第二次避難と、参加者が続々と会場に到着しても、日陰で待機させているだけで何の工夫、呼びかけも感じられませんでした。

訓練の想定は、魚津断層帯を震源とする地震災害であったわけですが、会場の様子は

そのようなシミュレーションとはほど遠いもので、地震による災害情報の伝達もなく、避難だけが目的であったように思われます。

今回の訓練の目的が、避難誘導だけでなく、舟橋村の防災マニュアルにも沿った危機管理の訓練であったかとも思います。情報伝達と非常時における関係機関の役割と連携について確認し、また防災対応について点検をし、せっかく多くの方に参加していただく機会であったのですから、ハンドマイクと各テントでの説明と参加を積極的に繰り返し呼びかけるべきではなかったかとも思います。

災害が発生と同時に災害対策本部を設置し、社会福祉協議会に災害救援ボランティア本部の設置を要請する流れになっているわけですが、現地対策本部、災害救援ボランティア本部の役割を積極的に住民に知らせるいい機会でもあったと思います。

暑い中での訓練で関係者には大変なご苦勞もあったかとは思いますが、災害は時と場所を選ばないわけですから、訓練に参加された方が納得いく住民のための訓練であったと、一層防災への理解を深めていく必要があるのではないかと思います。

訓練を終了して、以下の3点について質問いたします。

1、現地対策本部の機能は十分に果たせたか。また問題はどのようなものであったか。  
2、参加者の啓蒙について成果はどうであったか。3、各種団体との連携はうまくいったか。問題点はなかったか。どこに問題があったか、計画立案、訓練後の検証が非常に大切になってくるわけです。

災害は起こらなければ一番よいわけですが、災害に対しての日ごろからの備えも大事になってきております。今回の防災訓練に際しては、村としてそれなりの予算を組んで実施したわけですから、それなりの成果を期待して質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（竹島ユリ子君） 総務課長 古越邦男君。

総務課長（古越邦男君） 川崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1つ目のご質問は、現地対策本部の機能は十分果たしていたのか、問題点はなかったのかとのご質問でございます。

現地対策本部の機能は、二次避難場所全体を掌握することございまして、具体的には、各地区から避難された住民の方々の確認と避難場所の利用案内及び訓練内容のPRが主な業務でございました。

午前9時15分に二次避難指示が各地区へ伝達されまして、一次避難場所である地区

公民館から徒歩にて小学校グラウンドに集合する避難誘導訓練では、学校に近い地区の皆さんが流れる汗をふきふき到着されまして、グラウンド横でしばらく待機されておりました。当日は大変な猛暑でございまして、熱中症も心配されましたので体育館ピロティへの移動をお願いしております。ペットボトルをお配りいたしまして、水分補給と体力回復に努めていただきました。本部には保健師も待機させておりましたが、幸い体調不良等を訴えられる方はいらっしゃいませんでした。

また、当初本部席横に展示しておりましたパンフレット類も、ピロティ下へ移動し、参加者の目に触れるよう工夫いたしたところでございます。

会場内では、富山県看護協会の負傷者の応急処置訓練、A E D及び心肺蘇生の講習やライフライン施設等の復旧対策訓練等、生命と財産を守るための実技講習が実施されました。消火活動訓練では、各地区2名ずつ実際に消火器を使って火を消していただくなど一定の成果を上げることができました。

しかし、議員ご指摘のとおり、小学校の屋外スピーカーを使用して場内アナウンスを行ったわけでございますが、音量が小さかったため会場全域に声が届かず、今どこで何の訓練がなされているのか参加者にわかりづかったことは反省すべきことと思っております。ほかに会場案内図が掲示されていなかったこと、本部員の役割分担が不明確であったこと、多くの方が集まる会場でだれが本部員なのか、すぐ判断できる服装が整っていなかったこと等、本部運営に関し改善すべき点が幾つかございました。反省し今後の訓練に生かしていきたいと考えております。

2つ目は、参加者の啓蒙について成果があったのかとのご質問でございます。

今回は、「午前7時に震度6強の地震が発生した」との想定のもと訓練が開始されております。避難誘導訓練を中心に、災害時要援護者の安否確認訓練や災害ボランティア本部立ち上げ訓練、飲料水確保訓練等さまざまな内容を取り入れた総合的な訓練でございました。

東芦原団地公園では、消雪用井戸を利用した給水システムによる飲料水確保訓練を実施いたしました。地震により水道施設が使用できず、消雪用井戸から飲料水を確保する訓練でございまして、消雪用井戸を作動させる訓練、東芦原地区内の3地区の皆さんによるポリタンクに給水し、地区公民館まで運搬する訓練、消防団は井戸水を利用した放水訓練など、万が一の場合を想定しました訓練に参加された皆さんは真剣そのものだったと聞き及んでおります。石井知事、鹿熊県議会議長も現場を視察されたこと、村長と

知事がくみ上げた井戸水を飲んでいる記事が新聞に報道されましたことは、特徴ある訓練として認められたものと関係者一同心を強くいたしました。

二次避難場所でも、災害時の対応について数々の普及啓発を図りました。ライフラインの保守点検をする関連業界の皆さんによる訓練、参加者全員に配布いたしました非常時持ち出し袋は、災害発生時、危険からいかに自身を守るか。どのように家族の安全を確保するか、再確認いただけたものと考えております。

今回は、地震と局地的な集中豪雨の2つの災害想定で実施されましたが、実際はうだるような暑さの中での訓練となりました。災害は、いつやってくるかわかりません。暑いからといって、雨だからといって待ってはくれません。訓練のための訓練とならないよう、今後とも村民の防災意識を高めるよう努めてまいりたいと思っております。

3つ目は、各種団体との連携はうまくいったのか、問題点はなかったのかとのご質問でございます。

今回の訓練には、自治会、消防団、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、中新川福社会等の全面的なご協力を得まして、実施することができました。改めて関係の皆様へ感謝とお礼を申し上げたいと思っております。

今回のような大がかりな訓練では、関係団体との連携なくしては到底実施できるものではございませんでした。情報伝達訓練、避難誘導訓練を実施するに当たり、一次避難場所となりました地区公民館の開放、二次避難訓練のための人員確保と参加者氏名報告等各地区自治会長さんには大変ご協力、お世話をいただきました。山崎議員も自治会長としてご協力いただきましてありがとうございました。

消防団には訓練スタート時から団員集合訓練、被害状況把握訓練や二次避難誘導訓練、東芦原地区での消火栓放水訓練等多岐にわたり従事していただきました。社会福祉協議会と民生児童委員協議会の連携によります災害時要援護者安否確認訓練、また、県社協とタイアップした災害ボランティアセンター立ち上げと救護支援活動も機動的な対応をしていただきました。炊き出し訓練を担当されました日赤奉仕団は、対策本部の要請を受けた後は、会員相互の連絡、炊き出し道具の運搬設営、終了後の後片づけ等すべて会員のみで対応され、実践さながらの行動をしていただきました。

それぞれ積極的な運営で所期の成果をおさめていただけたものと考えております。今月中には、参加いただきました各団体との事後検討会を開催いたしまして、問題点、改善点の洗い出しを行い、今後に生かしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 5番 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） 5番竹島貴行です。

まず、村長が提案理由説明の中で触れられた地域主権改革、これが現実のものとなれば、地方自治のあり方が問われることになり、議会に身を置く者として、時代の流れに埋没しないよう危機感を持ち、二元代表制の趣旨を踏まえ、同僚議員の皆さんと力を合わせ議会を発展させること。すなわち住民の立場に立ち、地域を考え舟橋村の発展を創造していく使命を果たすという思いを議員の皆さんと共有し、努力したいと考えています。議員の皆さん、よろしく願いいたします。

さて、昨今、東京で高齢者が白骨化した状態で発見された事件を皮切りに、同じような事件が続き、高齢者所在不明問題として全国的な広がりを見せています。

富山県内でも戸籍上は生存しているが所在不明の高齢者がたくさんいることが報道されています。その中で舟橋村でも対象とする高齢者が1人いらっしゃるという報道がなされており、住民の立場に立てば、その実態を知りたいという思いが強いと思います。そこで真っ先に、当問題についての実態をお聞きしたいと思います。

また、舟橋村のケースはなぜ起きてしまったのか。そこに潜む問題を村長はどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞きします。

また今後、同じような問題を発生させないためには、首長としてどのように対処すべきであると考えられるか、お聞きします。

次に、以前、地方分権改革の推進による新たな展開の中で、舟橋村で新時代にふさわしい地方自治を確立し、自らの判断と責任のもとに地域の実情に合った行政システムを構築するという内容の資料を作成され、舟橋村の方向性としてのまちづくりの形を示されました。今でもよく覚えておりますが、舟橋会館2階の研修室で行われた舟橋村のまちづくり研修会で、住民の皆さんを前にあいさつされ、その後富山大学の先生による講演や、当局職員の資料説明、その中で人口増による新旧住民が共存・共生し、多くの住民が立山連峰を一望できるような景観を守り、この村に住んでよかった、この村に住みたいと思ってもらえるようなまちづくりを推進するため、住民が自らの意見や要望などを出し合い、各種団体や企業など、そして行政と協力しながら、まちづくりを進める組織体としてまちづくり協議会を立ち上げ、富山大学地域づくり支援センターと協定を結び、独立法人である富山大学の持つ経験と知識を本村のまちづくりに活用するという旨

が記載されておりました。

本年度の一般会計予算において、まちづくり協議会補助金として150万円の予算がついています。さきに申し上げた研修会から3年ほど経過しました。

そこで質問ですが、村長が政策として実現しようとしているまちづくりとは、具体的にどのような思いを描いておられるのか。貴重な財源を注ぎ込んで動かしているまちづくり協議会が、当局においてどのような位置づけの組織なのか説明してください。そして、この組織をどのような方向に導こうとしているのか、この組織をどのように活用しようとしているのか、その先にある最終目的は何か。その目的が実現された場合、成果として評価されるものでありますが、どのような成果をねらっているのか。また、これまで成果が出ているというのであれば、その成果とは何かをお聞かせください。

以上、2つについてよろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 竹島議員のご質問にお答えいたします。

まず、高齢者所在不明問題であります。

昨今、議員ご指摘のとおり高齢者所在不明問題が全国的な広がりを見せておりまして、舟橋村においても今回戸籍上所在不明者が1名確認されたところでございます。

ご承知のとおり、戸籍事務は、性質上は国の事務でありまして、地方自治体の法定受託事務として全国一律の扱いが要請されておるところであります。戸籍の記載等に関することは、戸籍法及び戸籍法施行規則において定めているところでございます。

今般の高齢者消除に関することは、戸籍法第44条3項及び第24条2項の規定によりまして職権消除を市町村長に許可するという項目に該当しておりますけれども、この許可は、戸籍上の高齢者で所在不明の者につきましては、市町村長から職権消除の許可申請に対し、管轄する法務局が事実の調査を行いまして、その結果、死亡の事実を確認し得るところで与えられると。要するに、職権消除は簡単にできないということになります。

また戸籍は、出生や婚姻・死亡等の届け出をもとに記載されているところでございます。今回の場合は、いまだ該当者の戸籍の死亡届が提出されていないということでありまして、該当者の戸籍が現在も存在しているということになっているわけでありまして、

そこで、具体的な例を挙げますと、例えば舟橋村で生まれたAという方がおいでになるといたします。Aは舟橋村で生まれまして住民票も存在することになるわけですから、

戸籍につきましては、Aの親をXとしますが、Xの戸籍に入籍することになります。今回はXの戸籍が舟橋村にあるということにいたします。そうしますと、Aの戸籍、住民票はともに舟橋村に存在することになります。

そしてAが高校を卒業いたしまして、隣の石川県の会社に就職することになったため、Aから転出届が提出された。この時点でAの住民票は舟橋村には存在しないことになります。しかしAの戸籍は、舟橋村にあるという状態になるわけでございます。

そして何十年後かにAが勤め先のあった石川県で死亡したとします。ここでAの親族が死亡届を仮に石川県の居住地に提出したとします。この時点ではまだ舟橋村の戸籍上は、Aは生存することになるわけです。そしてその後、Aの死亡届が提出された自治体から、Aの死亡届の送付を受けて初めて舟橋村でAの戸籍が消除されるというか、消滅するわけでございます。

今回の事態を申し上げますと、推測でございますが、該当者が大正時代に海外のほうへ移住されたと思われ。そしてその後、該当者に子どもが生まれ、あるいはまた配偶者の死亡の際の届出書は外国大使館を通じて舟橋村に送付され、そして消除されておるわけでございます。あるいはまた子どもさんは記載されておるわけでございます。このことからかんがみますと、今回の該当者はいまだ海外において生存している可能性があるかと推察されるわけでございます。

ならば、仮に該当者が死亡されていることになると、法務局との協議の上で今後の対応を決めていくこととなりますので、ご理解いただきたいと思っております。

でありますので、先ほど冒頭に言いましたように、戸籍事務は国からの法定受託事務でございますので、市町村長の権限で消除等をできるものでないということをご理解いただきたいと思っております。

こういった件もかなりの件数になっておりますので、後ほど法務省において十分検討されると思っておりますけれども、今のところ、こうだあだと私から申し上げることはできないこともご理解いただきたいと思っております。

また、この事件に関連いたしまして、高齢者の年金の不正受給問題などが全国的に明らかになっておりますが、この年金等の受給決定等は戸籍ではなく住民票に基づいて行っているのであります。

住民票事務は、戸籍事務とは異なりまして、住民基本台帳法により各市町村長が住民に関する記録・管理を行うように義務づけがされておるのであります。仮に住民異動等

の届け出がないことを知ったときには、当該事実を確認した上で市町村長の職権で住民票の記載を行わなければならないというふうにも規定されているわけでございますので、この点からも、戸籍業務と住民票業務とでは大きく異なっているということもご理解いただきたいと思います。

また、住民票に関しましては、先ほども申し上げましたように、年金の受給者の把握や選挙時の選挙人名簿の登載基準となるなど、さまざまな住民サービスの基本となるものでありますので、常に正確な記録・管理が求められております。

現在、舟橋村では、住民票に関しては高齢者の所在不明は確認されておりません。今後とも、さまざまな住民サービスの基本となる重要な業務でありますので、そういった認識のもとに職員ともども正確な記録・管理に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、高齢者の安否等の把握につきましては、生活環境課とことしの4月から社会福祉協議会にある地域包括支援センターと連携いたしまして、ひとり暮らし高齢者と見守りが必要な高齢者世帯を、年に1回訪問いたしまして実態調査を行っているところでございます。さらには、民生委員の活動や社会福祉協議会の活動、住民自らが地域の要支援者を見守るボランティア活動であるケアネット活動も行われておりますことを申し添えたいと思っております。

次に、まちづくりについてのご質問にお答えしたいと思います。

まちづくりにつきましては、議員もご存じのように、今年3月定例村議会で私から竹島議員の一般質問に詳細に答弁しておりますので、これもまた議事録でもう一度読み返していただきたいと思います。

そういうことから重複いたしますが、私なりの答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどご指摘ありましたように、一般会計で150万円予算化しているわけでございます。これはまちづくり協議会だけの予算ではありませんで、魅力あるまちづくり事業の推進母体であります富山大学と舟橋村で構成いたします地域づくり連携会議に係る予算であることをご理解いただきたいと思います。

連携会議予算の主なものは、どのような内容か申し上げますと、協働型住民育成のための「まちづくり塾」開講費用であります。そしてその受け皿となりますテーマごとに企画から運営までを住民が主体となって実践いたしますまちづくり協議会経費、協働型まちづくり実現に向けた職員研修費における講師謝礼あるいは報告書の作成費用等で

あります。

また、まちづくりの必要性につきましては、先ほど竹島議員がご指摘のとおり、地域主権が推進される時代において、人口増による新旧住民が共存・共生し、多くの住民が舟橋村に住んでよかった、また、舟橋村に住みたいと思っただけのようなまちづくりを推進していくためには、住民が自ら意見を出し、そして各種団体、企業等また行政と協力し合っまちづくりを進める協働のまちづくりが最も重要課題であると思っております。

その協働のまちづくりを推進していくために、平成20年2月に富山大学の地域連携推進機構と協定を結び、その母体となります地域づくり連携会議を設立させていただきました。

ここで、地域づくり連携会議のこれまでの取り組み状況につきまして、簡単にご報告申し上げたいと思います。

平成20年度では、村の大きなイベント「ふなはしまつり」の運営についてのアンケート調査を行い、その結果に基づきまして「まちづくり塾」を開講いたしました。そして、村民有志によります「ふなはしまつりまちづくり協議会」を立ち上げまして、今後の「ふなはしまつり」のあり方について検討を重ね、以前から商工会青年部あるいはまた商工会の婦人部等の方々に頼っておりましたけれども、その結果、商工会のみならず、村民の有志の方々を含めた現在の企画運営スタイルを構築したところであります。これも皆さん方理解していただけたと思います。

また、平成22年度には平成23年度からスタートいたします第4次舟橋村総合計画を策定する年でありますので、昨年12月には、総合計画をテーマといたしました第2回目の「まちづくり塾」を開講いたしました。これを受けまして、本年2月から3月にかけて、公募委員によるワークショップを4回開催いたしまして、3月にはその意見が集約されました「第4次総合計画策定に向けた住民提言」をいただいたところであります。現在、総合計画策定の住民と職員によりますワーキング部会を開催しているところでございますが、この住民提言を生かしまして、より本村にふさわしい総合計画を策定してまいる所存であります。

さらに、本年8月には、住民二十数名の参加をいただきまして、議会からもご指摘のありました京坪川河川公園の有効活用に係る第3回目の「まちづくり塾」を開講いたしました。今後は、村民有志によります「オレンジパーク舟橋利活用検討プロジェクト」

を立ち上げまして、公園の利用拡大、維持管理について検討を重ねていただきまして、明年3月には報告書をいただくことになっております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘の成果は、取り組み後、すぐにあらわれるものではありません。今まで行ってきた行政主導の直接的な施策投資から、住民主体のまちづくりへ移行するわけでありますので、浸透するのに時間がかかります。まちづくりの完遂は一朝一夕になし得るものではないと私は理解しております。

今後とも、課題ごとに十分時間をかけ、住民と行政がともに考え、ともに行動し、よりよい舟橋村をつくり上げていくことが大切な目的であろうと私は思っております。そのためにも、今後一層まちづくりを推進してまいり所存でありますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） 今ほど村長の実直な答弁をいただきましたことをこの場をかりて感謝を申し上げます。

ただ、私は今の村長の答弁の内容であれば、職員の方に答弁を求めます。私はこの一般質問において、村長がこの場で答弁される中で、村長の自らの思い、熱い思いを語っていただきたいというふうな自分の勝手な思いがございます。

それで、私は1番目の高齢者所在不明問題、これについて、そこに潜む問題というのはどういうものがあつたのか、それを踏まえてどういうふうを考えるべきかということをおなりに考えたことを、また2番目についても、自分の考えを再度述べさせていただきます、村長の思いを語っていただきたいというふうに思います。

私は、このような問題が起こる背景には、今の時代背景にある無縁社会問題が大きく影を落としているのではないかとこのように危惧しています。

昔はという表現が適切かどうかわかりませんが、幾つかの異なる世代が同居する大家族が普通でありました。その家族は、それぞれが助け合うことによって家庭を守っていました。それが近年になって核家族化が進み、団地などが地域で開発され、親子2代で構成する家庭が増え、世帯数の増加につながりました。そして地方にも都市化の波が押し寄せ、さらに時代は少子高齢化へと突入し、今では人が人とのかわりを避ける無縁社会がクローズアップされています。

そこに見えてくるのは、人が自ら縁を絶ち切る断絶状態です。そして、行政サイドは、プライバシーや個人情報というお題目を盾に、断絶社会に加担してきました。親子の断

絶、家族の断絶、都会にイメージされる個人主義、同じ地域で隣同士の交流や地域とのかかわりを拒否する無関心主義が横行した結果が、無縁社会に結びついていると私は考えています。

家庭を守るのは家族同士のきずな、そして縁です。そして地域を守るのは同じ地域に住む人たち同士の縁、すなわち地縁です。そして縁とは情報の共有です。情報の共有なくして縁は成り立ちません。

地域を守るということは、そこに住む人たちがお互い情報を共有することだと私は思います。見守り合うということは、お互いを知り、情報を共有するから見守られるのであり、個人情報を守るに情報を開示しない姿勢は地域崩壊に手をかすことにほかなりません。

個人情報保護法という法律があります。私の浅い知識で言えば、この法律は情報を開示してはだめだという法律ではなく、情報を悪用してはだめだという法律であると理解しています。間違っていればご指摘願います。

これからのまちづくりのため、地域を守るため、首長が自らの強い意志で情報開示の必要性を住民の皆さんに訴え、住民同士の地縁というきずなを太くできるよう働きかけるべきではないでしょうか。

地域では、そこに住む住民同士がお互い助け合うことで地域が守られ、地域社会の安定が生まれるのだと私は考えます。地域にはいろいろな個性の人が住むのは当然ですが、お互い同士が認め合い、地域の情報を共有し、いざというときに助け合える関係づくりを推し進めることがまちづくりに求められることではないでしょうか。

お互い顔が見える地域づくり、これが日本一小さい舟橋村だからこそできることではないでしょうか。そして、地域主権という観点で舟橋村が全国に向け発信できることではないでしょうか。

これから舟橋村が取り組むべき政策はたくさんありますが、基本的には安心・安全・快適なまちづくりです。そして情報の共有化を図り、地域を守るための地縁を醸成することだと私は考えます。

村長には大きな権力があります。先頭に立ってリーダーシップを発揮していただき、将来の舟橋村発展のため、そして舟橋村地域を守るという覚悟で中央に対し是々非々で対応されることを期待するものですが、いかがでしょうか。

2番目の質問についても、3月の定例議会で私は同じような質問をしております。そ

して、非常に丁寧な答弁をいただいております。私は、3月議会の議事録を読み返し、村長が私の質問を正面から受けとめ、熱く答弁いただいたことに感謝しておりました。

しかし、あえて半年経過したこの場で、同じような質問を繰り返すのは、立場こそ違いますが、多分村長と同じ思いを強く持っているからだと思います。

それは、1番目とも共通しますが、より安心・安全な笑顔あふれる、住みよい、心地よいまちづくりへ早く結びつけたいという思いからであります。

3月の質問では、計画が絵にかいたもちになり下がらないようにと申し上げました。プラン・ドゥ・チェック・アクション、これを常に繰り返すことが実効性を高めることになるのです。質問を繰り返すのは、少しでもまちづくりを前へ推し進めたいと考えるからであります。ですから、答弁も熱い思いを私に感じさせていただき、以前より前進したと評価できる、そしてより前へ踏み込んだ答弁を期待するのは当然であります。

時間の流れをとめることはできません。一日でも早く共助が当たり前の舟橋村として全国へ発信できるよう、まちづくりの動きを前進させていくことが大切だと考えます。

前進させることにより、新たな展開や問題点も浮き彫りになります。そしてその問題点を解決すれば、また一步前進です。同じ繰り返しでは進歩にはなりません、そこにさきに申しましたプラン・ドゥ・チェック・アクションを確実に展開し、客観的な見直しを加えることにより、前進が図られます。

村長のまちづくりについての具体的な意思表明を、熱い思いを期待したい。今あるものをいつまでに結論を出し、次の新たな取り組みへいつ移行するのか、再度思いをお聞かせ願います。

以上であります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 竹島議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずはじめに、高齢者の所在不明等の関係からお答えします。

今日核家族化が進んで、そして少子高齢化社会になっていくという社会構造のひずみからそういったきずなが薄れて、こういった問題が発生しているのでなからうかというようご指摘であります。ご指摘はまことに結構でございます。私も考えるところでございます。

しかしながら一方、なぜそういった事態が起きたのか。これはいろいろなことが言われるわけです。教育の問題とかいろいろあります。私は舟橋村の実態を見たときに、

12の自治会の組織があります。12の自治会の組織が一律にそういった活動をしているのか、実際に運営がうまくいっているのか、私は実際はそうでないと思います。特に私ところの国重の場合を言いますと、現在180世帯、今から20年前は二十数世帯であった。それが一挙に180世帯に増えた。それで自治会組織はどうなのか。全くもって私も先般驚いたんですけれども、自治会長が悩んでおる。公園を清掃しましょうと言っても、しない、出てこない。先般もお祭りだからお宮さんの境内を掃除しましょうと言ったがたった4人しか出てこない。こんな状態がなぜ出てくるのか。そういった現状を皆さん認識していただかないと、言葉だけであわせないんです。

私は、そういった思いから、これからの地域力、地域力ですよ。地域の力をかりるときにはどうしたらいいか。それが今コミュニティ振興交付金という制度の中に私はあると思うんです。皆さんが活性化していただく、それが村の活性化につながる、そういった施策を打ち出しているわけです。そしてタウンミーティングでゆっくり皆さんの意見を聞こうというような気持ちは今も変わりません。

ですから、私は、言葉とかいろんなことを言われますけど、実際に実践するとなると非常に難しい、時間がかかるわけです。そしてそういう実態を見ながら、計算をしながら、検証しながら、どうしていくのか。いろいろ皆さんの思いがある。だから胸襟を開いて十分語り合うべきだと思うんです。片方で言葉だけで走っておるのではなしに、実際に自分はこうした、こういう悩みを持っておるんだ、これを舟橋村はどうするのかと。私も今もそういう思いであります。

そういった実態を踏まえて、この社会構造が変革しておるということを、皆さんと一緒に理解して議論を重ねてまいりたいと思います。それが何を隠そう、舟橋村のまちづくりなんです。協働社会なんです。そうしていかないと絶対によくなりません。このような状況では。

私も、もう1つ突っ込んだ話をしますが、舟橋村の学校にはいじめがないという話がありますけれども、これは多少なりともあるはずですよ。ただそういったものが社会的に出てこないからないんだということでもなしに、そこにメスを入れて、そういう環境ができていいのか。いじめがないのはなぜそういうことなのかということも実態を見ながらやっていかなくちゃならん、こういうふうに思うわけでございます。

先ほどまちづくりの話も、熱き思いを語ってくれと言われましたが、私は、今言ったように、地域力を結集していかなくちゃならない。みんなの顔の見える村ですから。だ

から、できるだけ私も、この後に除雪の話も出ておりますから、そのとき担当課長も申し上げますけれども、こういった出前をして、その地区には何人かの、名前を挙げなくてもいいです、みんな顔を知っておられると思います。高齢者の除雪もできないような家庭があるんだ、これを何とかしようではないかというような話を、出前をしながら話し合いを持ちたい、それこそ私は一番のまちづくりであると思いますよ。

舟橋村だからこそできるんだと、こういった熱き思いをそれぞれが力を合わせていけば、今後とも舟橋村は絶対にすばらしい村になっていくわけです。そういった気持ちで私はおりますから、どうか皆さん方の忌憚のない意見をいただいて、言葉でなしに具体的に活動しましょう。

私はそういった気持ちでこの場で申し上げて、再質問に対する答弁とさせていただきますと思います。

以上であります。

議長（竹島ヨリ子君） 竹島貴行君。

5番（竹島貴行君） どうもご答弁ありがとうございました。

今、村長の答弁の中で、現状を認識しないとだめだと。それは当然であります。私は言葉だけで言っているのではない。やはり現状を認識して、じゃ、そこで出てくる問題点をどういうふうにやっていくか。実践というのは非常に難しい。それは認めます。だけど、そこを掘り起こしていく、そういう施策をしていただきたいというふうに申し上げているのでありまして、言葉だけで語っているわけではないということを申し上げます、村長に期待をしながら見守っていきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹島ヨリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） 7番嶋田です。私は、成年後見制度に関することについて少し質問したいと思います。

一般質問をする機会も残りわずかになりました。勉強不足を補うために、県や富山市の社会福祉協議会の担当者に説明を受けたり、勉強してきまして、幾らか理解はできたんですが、この制度の課題や問題点の多さを改めて認識させられました。しかし、高齢化社会が進むほど、この必要性も他人事だと放っておけないとの考えも強くなりました。

市民後見人の育成は、県内では富山市社会福祉協議会のみで、市民後見人基礎講座終了後の活動状況は、平成20年度は60名が実務経験を希望し、そのうち15名が活動

中、21年は3名が活動中、22年は60名限定で募集の予定だそうです。

24年1月以降は後見人候補者として市民バンクに登録し、富山家裁へ後見人候補者として推薦するとしています。資格条件は富山市在住の年齢25歳以上、70歳未満の人、修了者のうち今後市民後見人として活動を希望する者に対し、市民後見人制度に関する活動を紹介、日常生活、自立支援事業の生活支援者としてさらにきめ細かな活動をするという目的だそうです。

核家族化や金銭トラブル、暴力問題などで親族後見人が年々減少して、第三者後見人に依頼することが増加していると言われます。財産にかかわる仕事だけに、利用する高齢者や障害者と信頼関係を築くことが大切であります。しかし、第三者後見人でも、金銭や人間関係などでトラブルを発生することもあり、監督していく必要があるといえます。

制度には、サービスを契約する介護保険などに利用する法定後見人制度と、本人が判断能力のあるうちに、将来判断能力が悪い状態になる場合に備えて、あらかじめ自分で選ぶ任意後見制度があります。

自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える任意後見契約を公正証書で結んでおき、本人の判断が低下した後に、任意後見人が後見契約で定めた事務について家裁が選任する任意後見監督人の監督のもと、本人の代理として契約等を行うことになっています。本人の意思に従って、適切な保護を支援することが可能になります。

舟橋村は宅地化が進んだとはいえ、まだ緑が多く残っています。家屋や農作業小屋、田畑を有している高齢者も多く、放置すると空き家や放棄田になり、ハクビシン等のけものすみかになったりといろいろな問題が発生します。それをそうならないように防ぐ対策を、個人の財産やプライバシーの侵害だと傍観するのではなく、行政も積極的に関与や支援をしていく必要が求められるのではないのでしょうか。

舟橋村では、本年度から役場で実施していた包括支援事業の3分の2を社会福祉協議会が人数を増やして担ってその充実を図りました。包括支援センターと後見人制度はリンクする面が多々あると思われれます。

私が村長にお聞きしたい要点は、後見人の件も含んでですが、どこに住んでいようが住民が行政から受ける利益は、多少の差があっても平等であるべきで、市民後見人育成の支援など大きな富山市がやっているのに、小さな自治体の舟橋村では、村民の実態を

よく把握しているから、村報のお知らせ程度でよいのか。平成の大合併で村民の皆さんが危惧された第一の点はそこにあったと思っています。舟橋村に必要ないと考えられるものは思い切って捨てたりする適切な取捨選択が求められるのではないかと思います。

自治体も生き残るには、長のますますの手腕が求められます。リーダーシップを発揮されまして、将来も村民が安全・安心に暮らせる舟橋村であることをお願いしたいと思います。

通告はしていませんが、後日でもわかったら教えていただきたいと思います。

禁治産者や準禁治産者の宣告を受けた人の戸籍は、現在舟橋村では全部新しくなっているのでしょうか。わかったらまた教えてください。

それから、報道等に左右されることなく、舟橋村の考え方で進めていただきたいと思います。高齡者孤立防止の福祉計画やホットラインの策定や加入が遅れていると言われますが、その対応を伺います。

2番目に、子宮頸がんのワクチン接種の助成についてお尋ねします。

3月議会の一般質問において、私はワクチン接種の助成について質問しました。そのとき村長は、「現在ではそのワクチン接種は予防接種法に基づかない任意接種であり、健康被害時の補償も絡んでいるので、国や県の検討状況を注視していくことが大切である」と答弁されました。その答弁は村民の命を預かる自治体の長として、当然で慎重な発言であると納得しました。

近隣2町がそろってワクチン接種への助成を9月補正予算に計上したと報道されています。これは2町独自の考えに基づくものか。または国や県に何らかの動きがあったのでしょうか。ないとすれば慎重姿勢を守られるのも一つの施策であると思いますが、村長の現在の考えをお伺いします。

終わります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 嶋田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、成年後見制度についてであります。冒頭に嶋田議員が自ら富山市のほうへ出向かれましているいろいろ勉強してこられたという話でありましたので、そのとおりでございます。私からその内容等を答弁することもないのでございますけれども、それ以外に議員の皆さんにも知っていただきたいということがありまして、改めて成年後見制度についてお話をさせていただきたいと思います。

制度そのものは、高齢者の方が日常生活自立支援事業の契約内容が理解できない場合や、希望する援助内容が事業の支援内容を超えている場合に、その方の権利を守る援助者を選ぶことを法律で支援する制度であります。

それでは日常生活自立支援事業とはどういうものかといいますと、認知症・知的障害・精神障害などによって、福祉サービスの利用手続や、日常的な金銭管理を、自分ひとりの判断で行うことに不安のある方が利用できるサービスでございます。サービスの内容でございますが、福祉サービス利用のためのお手伝い、日常的な金銭管理のお手伝い、あるいは日常生活に必要な手続のお手伝い、大切な通帳や書類等の預かりというふうなことでございます。

舟橋村の実態は後からも申し上げますが、民生委員やボランティアの方々に活動していただきまして、先般 88 歳の高齢者のところへ知事からの祝い状を持って伺ったところでございますが、職員も一生懸命になってくれておりますが、私が訪れる訪問先のお宅と連絡を密にして、きちんと時間を守って、私を逆に迎えていただいた、こういうような状況でございますので、私はそういう点でやはり舟橋村のよさは顔が見えることだとうれしく思っている次第でございます。そして、せっかく来られたんだから、上がってお話ししてくださいということで、ある家庭では 30 分もおってまいりました。その方は、「私も 88 歳になって、もう長いことないちゃ。もう私の友達も亡くなって、なかなか一緒に話し合うことはできない」というような思いを語られました。私はなるほど高齢者になると、人とのつき合いがなくなる。そしてまた家族との会話が少なくなる。寂しい思いをされるというのが実態だろうと思っております。

そういった中で、民生委員の方々のお世話によって、来月 22 日だったと思いますが、さわやか教室ということで 80 歳を超えた方を舟橋会館へお招きになって、そして会話やら、あるいはまた保育所の園児の遊戯なり、いろんな余興を見ていただくという機会をつくっておられる。私はそういったことが舟橋村ならではのたと思います。

確かに富山市は 42 万人都市ですから参加者は多いと思います。しかしながら私ところなりに、そういったことをやって、かなりの参加者がおられると、これが私ところの強さだと思います。それが地域の出した福祉施策だと、私はそう思っているわけございまして、お金の問題ではございません。特に私が言ったように、88 歳の方が話ししておられるのは、そういった機会が、自分が話をしたり聞いてくれる人が大切だという思いだと思っております。

ですから、サービスとは、必ずしも金銭とかそういうものではないんであって、やっぱりそういった直接顔を合わせて、ひざを突き合わせて話をするということは私は大切だと思っております。

そのためにここに傍聴しておられます社会福祉協議会の萩原会長もおいでになります。が、ことしの4月から地域包括支援センターをお願いしまして、そしてケアマネジャーも1人増員していただきました。そのように、そういった皆さんとスクラムを組んで、連携のもとに、ひとり暮らしの高齢者の方、あるいはまた高齢者だけの世帯、そういった方を訪問して、どのような状況にあるのかという実態把握をする。これが私は一番大切だというふうに思っているわけでございます。

すなわちそういうことによって、そういった後見人制度を起用される、こういうふうな思いを持っているということもおのずから聞くことができるのではなからうかというふうに思っておりますので、私はそういった機会を通じまして、十分皆さん方の思いが役場へ伝わるように機会あるごとにお願ひ申し上げたいと、こういうふうに思っているわけでございます。そういうことでご理解いただきたいと思ひます。

次に、地域福祉計画につきましては、来年からスタートいたします第4次舟橋村総合計画に盛り込まれる内容に沿って、策定する予定にしております。と申し上げますと、すべての計画の上位に位置するのは総合計画でありますので、その総合計画に沿って今後そういった計画をつくってまいりたいという考えであります。

次に、高齢者孤立防止のホットラインのことについてお尋ねがありましたので、お答えしたいと思っております。

我が村では、ひとり暮らし高齢者の方には、地域と連携して、急病や災害等の緊急時の不安解消のために、緊急通報装置を貸与しております。現在利用されている方は6名おいでになります。これは業者に委託しておるわけございまして、24時間365日利用者からの緊急通報を、委託をした業者に常駐している看護師や介護士が対応してくれまして、通報内容を確認をした上で相談に乗ったり、そこへ訪ねていくというようなことになっているわけでございます。

また、火災検知器の設置では、火災を検知した場合には、自動通報で消防車の手配や安否確認をすることになっております。

また、人感センサーの設置では、異常を検知した場合には自動で通報を行い、安否確認をするなど、高齢者の方々が日々安心して生活が送れるようになっており、安心・安

全に生活できるように心がけるとともに、そういった支援策も検討してまいりたいと、  
こういうふうを考えております。

次に、子宮頸がんワクチン助成についてお答えしたいと思います。

この問題につきましては、議員ご指摘のとおり今年の3月議会で、国や県の検討状況を注視していくというふうに答弁させていただきました。

厚生労働省は、このたびの来年度予算の概算要求の特別枠の中に、1,287億円特別枠の要求をされておられるわけですが、その中の150億円を子宮頸がんの予防対策といたしまして盛り込んでおります。そういったことも含めまして実施する市町村には、国がワクチンの接種事業費の3分の1を補助するということになっております。これは概算要求でございますが、本村といたしましては、今後、国、県の動向を見極めながら、平成23年度から中学生女子への子宮頸がんワクチンに助成するというところで前向きに取り組んでまいりますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

以上をもって、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 1番 野村信夫君。

1番（野村信夫君） 1番野村です。私は、2点通告してありますが、2点とも雪に関係したことはわかりなんですけれども、よろしく願います。

最初に、除雪サービスの問題について質問いたします。

その年によって多い少ないはあるものの、雪国にとって冬の最大の悩みは除雪の問題であります。

除雪は、健常者にとっても大変な労力を要するものであります。高齢者、身障者にとっては苦痛以外の何物でもないと思われれます。除雪後の道路わきの雪、屋根の雪おろしなど行政サービスの一環として行うことは理想ですが、対象を高齢者、身障者家庭に限定するとしても不可能に近いと思われれます。

そこでボランティアによる除雪サービスを実施することについて提言したいと思っております。

行政はボランティアを募集し、老人家庭や身障者家庭の除雪をお願いし、冬期を通して除雪に当たってもらうことはいかがでしょうか。

ボランティアは奉仕、無償が原則であるとは言いながら、時代の変化とともに理念も変化しており、一冬幾らかの手当を差し上げることを考えてもよいのではないかと思います。有償ボランティアによる除雪サービスを導入することについていかがお考えか、

所信のほどをお伺いしたいと思います。

次に2点目ですけれども、村道の除雪について。ことしは暖冬と言われながら、平成18年以来の積雪となり、地域の皆さんも除雪に大変だったと思います。

そこで住民の皆さんの声ということで役場に寄せられた事柄を今後の参考にといい、取りまとめてもらいました。いろいろな問題がありますが、除雪は住民の方々の生活道路を確保するためには必要不可欠なことと思われれます。しかし、他の市町村においても除雪を行う業者が減少しており、大変苦勞されております。

富山市においては9月の初めから除雪機械を地域に貸し出す募集もしておりますけれども、当村においても、いずれそのような時期が来ると思われ心配になります。そのような事態になったときの対策を考えておられるのか質問します。

以上、2点お願いします。終わります。

議長（竹島ユリ子君） 生活環境課長 高島宗明君。

生活環境課長（高島宗明君） 野村議員の除雪サービスについてのご質問は私のほうからお答えしたいと思います。

ご存じのとおり、今日の社会構造は、少子高齢化、核家族化が急速に進みまして、本村でもひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加する現状であります。このような生活環境から、除雪に対して、「やっとの思いで、家の前の道路をあけたのに、除雪車が来て道をふさいでしまった」などのお話をよく耳にするようになってまいりました。議員ご指摘のとおり、除雪が苦痛となっていることは間違いのないことであると思っております。

ただいま議員から、高齢者や身障者家庭の除雪対策として、有償ボランティアのご提言がありました。

除雪ボランティアのことは、現在、舟橋村社会福祉協議会で取り組みがなされまして、除雪作業にご尽力いただいているところであります。

社会福祉協議会では、毎年12月に広報等でボランティアを募集し、除雪依頼のあったひとり暮らし高齢者や高齢者世帯宅の生活道、玄関から道路に出るまでの道の除雪を行っております。今後も、除雪ボランティアの確保に向け、社会福祉協議会と連携を図ってまいりたいと考えております。

しかし、要請のあった除雪作業がすべてボランティアで行われるわけではありません。この対応策には、ボランティアを含めた地域と行政が協力し合って取り組む共助の努力、

いわゆる「地域力」の結集にあると考えております。

先ほど村長も申し上げましたが、本村には、コミュニティ振興交付金制度があります。報酬とは異なりますが、自治会の活性化を図る目的に創設された制度であり、また地域活動を支援するものでありますから、除雪対策にも有効に活用いただきたいと思っております。

今日、舟橋村では、住民・地域・行政による協働型まちづくりを推進しております。

ご存じのとおり、協働とは、住民・地域・行政がそれぞれの役割を明確にし、お互いの責任でまちづくりに取り組む体制であります。除雪作業におきましても、多くの住民の方が参加できる仕組み、地域と行政による協力体制づくりに努力してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 野村議員の村道の除雪についてのご質問にお答えしたいと思います。

本村の除雪体制は、昨年度は、生活道路を含めて94路線、延長にいたしまして約2万メートルあるわけでございます。それを4業者に委託いたしまして実施したところであります。また、村で消雪をしておりますが、その延長につきましては約3,700メートルであります。

ここで、昨年度の除雪業務の実施状況についてご報告させていただきたいと思っております。

ご案内のとおり、昨年12月から本年2月までの期間は、全国的に平均気温は高かったものでありますけれども、寒気が流れ込みやすい気象状況が多くありまして、低温になる時期が続きまして、寒暖の変動が大変大きい天候でありました。本村では、強い寒気が流れ込んだ昨年12月下旬、本年1月初旬から中旬、2月上旬には、いわゆる平成18年豪雪以来4年ぶりの大雪となりまして、除雪業者の方々には大変な労力をおかけしたと思っております。

一方、住民から除雪に対する苦情も並行して多かったことも事実であります。これらのことを踏まえまして当村の除雪体制を見ますと、オペレーターの高齢化等によりまして、除雪業務が円滑に進められていないといいますが、困難な業者もおいでになるということがわかったわけでございます。

議員ご指摘のとおり、他市町では、近年の不況の影響から除雪協力業者の倒産、ある

いは除雪業務からの撤退が相次いでいるのが実態であります。本村においてもそのような実態に備えた体制の整備が喫緊の課題であると理解しております。

本村では、例年12月1日に除雪対策本部を設置しておりますが、今年はもっと早い段階から除雪計画の策定や除雪協力業者との連携を図って、降雪期に臨むことが肝要であると考えておるわけであります。

また、除雪作業は道路幅員やマンホールなどの位置などを事前に把握しておくことが大変重要なことでもありますので、オペレーターには除雪経験者が継続していただくことが望ましいところでありますが、先ほど申し上げましたように、今日的な現状から新規業者の参入をも視野に検討してまいりたいと考えております。

また、村内には、オペレーターの有資格者が数名おいでになると聞いておりますので、人材の活用面からも、広報紙等を通じまして、除雪協力者として公募したいと考えております。

速やかに万全な除雪体制を整えまして、今冬期を迎えたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

よろしくようお願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって一般質問を終結します。

---

#### 議案第1号から報告第1号まで

議長（竹島ユリ子君） 日程第2 議案第1号から報告第1号まで5案件を一括議題とします。

（質 疑）

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（竹島ユリ子君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（竹島ユリ子君） これから議案第1号から報告第1号まで5案件を一括して採決します。

議案第1号から報告第1号まで5案件を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から報告第1号まで5案件は原案のとおり可決・承認されました。

---

#### 日 程 の 追 加

議長（竹島ユリ子君） ただいま、竹島貴行君ほか2名から、議員提出議案第1号 新たな経済対策を求める意見書、議員提出議案第2号 米価下落への緊急対策を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第1号を追加日程第1に、議員提出議案第2号を追加日程第2に追加し議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を追加日程第1に、議員提出議案第2号を追加日程第2に追加し、議題とすることに決定しました。

#### 議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号

議長（竹島ユリ子君） 追加日程第1 議員提出議案第1号 新たな経済対策を求める意見書、追加日程第2 議員提出議案第2号 米価下落への緊急対策を求める意見書を議題とします。

( 提案理由の説明 )

議長 ( 竹島ユリ子君 ) 提案理由の説明を求めます。

竹島貴行君。

5 番 ( 竹島貴行君 ) 地方自治法第 9 9 条の規定、会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により 2 件の意見書を提出いたします。

まず第 1 に、新たな経済対策を求める意見書であります。

今般の急速な株価下落と円高は地域経済に深刻な打撃を与えています。特に地域経済は平成 2 1 年度第 1 次補正予算が執行停止され、今年度の公共事業予算も対前年度比マイナス 1 8 % となるなど、大幅な予算削減による地域経済の弱体化が顕在化しています。

しかしながら、政府は平成 2 3 年度予算について、各省の予算を一律 1 割削減の方針を打ち出していることから、公共事業予算が来年度以降も削減されるのではないかと懸念があります。

国土交通省の来年度予算概算要求は今年度と同額の予算要求をしていますが、深刻な不況に苦しむ地域経済・雇用を守るためには、これ以上の削減は到底認められるものではありません。むしろ深刻な不況から一刻も早く抜け出すために、即効性のある事業を前倒しで行うなど、景気を刺激する政策を速やかに打ち出すべきであります。

よって、国会及び政府においては地域経済の活性化に向けて以下の政策を速やかに実行するよう求めるものであります。

- 1 . デフレ脱却に向けて政府が毅然たる意志を示し、日本銀行との適切かつ強固な協力体制を構築すること。
- 2 . 将来性ある農地集積事業、スクールニューディール、地域医療などの事業に集中的に投資し、企業による雇用や設備投資を促進すること。
- 3 . 来年度予算における公共事業費を維持・拡充し、地域経済・雇用の下支えをすること。

であります。

次の意見書であります。米価下落への緊急対策を求める意見書であります。

平成 2 1 年産米までの過剰作付と消費減退により、米の流通在庫は極めて深刻となっており、本県産コシヒカリは今年 7 月までの過去 1 0 カ月間で 6 0 キログラム当たり約 1 , 2 0 0 円下落しました。このような中、平成 2 2 年産米の流通が始まれば、需給が一層緩和して米価のさらなる下落は避けられず、生産現場ではさまざまな不安が高まっ

ています。

米価下落は、農家の所得を減少させ、経営に直接の打撃となるばかりではなく、戸別所得補償モデル事業に係る支出を膨らませることから、交付金の支払い額に対する懸念が広がっています。

加えて、元来、良質で販売価格の高い県産米コシヒカリ等については、全銘柄平均に比べて販売価格の下落が大きく、米価の変動部分に対する交付単価が全国一律に定められた場合には、その十分な補てんがなされないおそれがあります。良質米を生産するために費やされた不断の努力を無に帰するものであり、いたずらに農家の不公平感をあおることになりかねません。

また、国の交付金の支払い時期が、早い地域でも12月以降、変動部分については翌年3月までとされていますが、農家の販売収入が減少する中で、早期の支払いが必要です。

よって、国会及び政府におかれては、現下の米価下落の現状を踏まえ、戸別所得補償モデル対策の実施に当たり、以下の事項に十分留意するよう強く求めるものであります。

- 1．平成22年産米の販売価格が下落した場合には、戸別所得補償モデル対策の実施に必要な予算額を確保し、変動部分も含めて農家の所得補償を確実に行うこと。
- 2．変動部分の交付単価の算定に当たっては、産地及び品種銘柄による販売価格の変動の違いを考慮し、良質米を生産する農家が不利益をこうむることのないようにすること。
- 3．固定部分、変動部分のそれぞれの交付金について、農家に対する支払い時期をできる限り繰り上げること。

以上であります。

平成22年9月17日

提出者 舟橋村議会議員 竹島 貴行  
山崎 知信  
野村 信夫

議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

（採 決）

議長（竹島ユリ子君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

これより議員提出議案第1号 新たな経済対策を求める意見書、議員提出議案第2号 米価下落への緊急対策を求める意見書を採決します。

議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号 新たな経済対策を求める意見書、議員提出議案第2号 米価下落への緊急対策を求める意見書は、原案のとおり承認されました。

---

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本定例会を閉会するに当たり、村長からあいさつがあります。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 本定例会に提出いたしました議案4件、報告1件にご同意いただきまして、まことにありがとうございました。

今般懸案でありましたJ - A L E R Tの告知システムの導入に当たりましては、議会の皆さんが光ファイバーを使用するということで採用のご同意をいただきまして、本当にありがとうございました。

今後はこのシステムの機能を十分活用いたしまして、一層の安全・安心のむらづくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

どうか今後とも、議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

---

## 閉 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして平成22年9月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前 10 時 45 分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成22年9月17日

議 長 竹 島 ユリ子

署 名 議 員 嶋 田 富士夫

署 名 議 員 野 村 信 夫